

令和 2 年度北海道支部事業計画の進捗状況報告

(新型コロナウイルス感染症により影響が生じた事項)

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応経過】

- 協会けんぽでは、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加が認められた2月下旬より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、協会けんぽが主催する集団健診や、対面による特定保健指導を休止しました。
- その後、令和2年4月7日に発令された「緊急事態宣言」を受け、政府から事業者に対して、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、出勤者の数を最低7割、極力8割減らす」ことが求められました。協会けんぽは、「緊急事態宣言下にあっても事業の継続が求められる事業者（国民の安定的な生活の確保）」に該当することから、事業継続を最優先としつつ、可能な範囲で出勤者数の抑制を図りました。
- 具体的には、緊急事態宣言の対象期間中、先行実施していた協会けんぽが主催する集団健診や対面による特定保健指導の休止に加え、
 - ・ 重症化予防業務（健診で要精密検査の判定を受け、かつ医療機関の受診が確認できない者に対し、文書や電話等で受診を促す業務）
 - ・ レセプト内容点検業務（社会保険診療報酬支払基金で審査済みのレセプトについて、協会けんぽ独自の観点で、請求内容に誤りがないか点検を行う業務）
 - ・ レセプト資格点検業務の一部（資格喪失後の受診が疑われるレセプトについて、医療機関等に受診日を確認し、資格喪失後受診が確定した際は、医療機関等への返戻や被保険者への請求を行う業務）等を休止することにより、出勤者の縮減（休止業務に従事する専門職（保健師及びレセプト点検員）に対し休業を命令したほか、残る職員は週1回の自宅待機を命令）を図りました。

【休止した業務及び期間】

■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、休止した業務とその期間は以下のとおりです。

① 健診関係

- ・ 令和2年3月開催予定の協会けんぽ北海道支部主催集団健診の休止
- ・ 令和2年4月20日から5月31日までの間、健診実施機関に対し健診の休止を要請

② 保健指導関係

- ・ 令和2年2月27日から5月31日までの間、対面による特定保健指導を休止

③ 重症化予防関係

- ・ 令和2年4月及び5月発送分の受診勧奨通知書の発送を停止

④ お客様相談窓口関係

- ・ 令和2年4月20日から、北海道支部お客様相談窓口への窓口業務職員の常駐を休止

⑤ レセプト点検関係

- ・ 令和2年4月20日から5月31日までの間、内容点検業務全般を休止としたほか、医療機関における負担軽減を図るため、資格点検業務の一部（医療機関等に対する文書及び電話による照会業務）を休止

⑥ 対面による業務関係

- ・ 令和2年4月22日から5月31日までの間、対面による業務（健康事業所宣言の宣言勧奨等を目的とした事業所訪問、ジェネリック医薬品の利用促進勧奨を目的とした医療機関訪問等）を休止

※上記①～⑥の全てについて、令和2年6月1日より順次再開しています。

【令和2年度北海道支部事業計画の数値目標（KPI）への影響等】

- 現時点において、業務の一時休止により、直接的な影響が生じている数値目標（KPI）は、以下の5点となります。
 - ① 特定健診受診率《KPI：54.0%以上》
 - ② 特定保健指導実施率《KPI：15.1%以上》
 - ③ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合《KPI：12.9%以上》
 - ④ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト内容点検定率《KPI：対前年度（0.487%）以上》
 - ⑤ 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）回収率《KPI：対前年度（57.9%）以上》

- 本日は、業務の一時休止により、直接的な影響が生じている数値目標（KPI）に関して、令和2年6月末時点で判明している具体的な影響度合い等についてご報告します。

【①特定健診受診率】

(影響度)

- 令和元年度においては、令和2年3月開催の集団健診を中止したことにより、令和元年度特定健診受診率に▲0.6%ポイント（1,270人分のキャンセル）の影響を与えた。
- 令和2年度においては、集団健診の開始時期を8月から11月に延期（※）したことにより、開催日数の大幅縮小（123会場→78会場程度）を余儀なくされたほか、4月及び5月の受診控えの影響により、実施件数で約13,000件、実施率で約5.5%ポイント減を見込んでいる。

※）健診実施機関においても4月20日から5月31日までの間、健診を休止していたことから、大規模機関を中心に6月以降に大幅な反動増が認められるが、感染防止対策の関係もあり実施効率が低下して健診業務全体に大きな影響が生じていることから、8月からの集団健診に対応できる健診実施機関の確保が困難な状況。

(今後の対応)

- 集団健診について、参加者の多い都市部での開催日数減を最小限に抑えることにより、可能な限り実施件数の最大化を図る。

【②特定保健指導実施率】

（影響度）

- 令和2年2月27日から5月31日までの間について、対面による特定保健指導を休止したことにより、実施件数で約2,600件、実施率で約2.8%ポイントの減が生じる見込み。
- また、外部委託（健診実施機関における特定保健指導）についても、健診の実施にマンパワーを割かざるを得ない健診実施機関が多く見受けられることから、現時点で具体的な影響度の算定は困難ではあるものの、実施件数減は避けられない見通し。

（今後の対応）

- 支部保健師による特定保健指導は、令和2年2月27日から5月31日までの間の実施予定者に対して、優先的かつ「取りこぼしの無いよう」に実施していくほか、昨年度と同様に、対象事業所への勧奨強化及び指導開始後の管理強化を図っていく。
- 外部委託（健診実施機関における特定保健指導）に関しては、昨年度に引き続き、外部委託先へのヒアリングや研修会等によるフォローアップを通じて、健診受診日当日における実施拡大を図っていく。

【③受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合】

（影響度）

- 令和2年4月及び5月中の実施を中止とした一次勧奨（本部実施分）は昨年度ベースで約4,000件、二次勧奨（支部実施分）は約2,500件に及ぶ。（KPIに与える具体的な影響は、令和元年度の受診割合が本部より示され次第、別途積算する）
- なお、4月及び5月分の発送は、6月以降順次再開していく予定であるが、外部委託による実施を予定していた架電勧奨については、各月における勧奨件数に上限があることから、後ろ倒しとなったことにより、全件に対する勧奨は困難な状況。

（今後の対応）

- 勧奨の後ろ倒しにより、全件に対する勧奨は困難な状況にあることから、CKD（慢性腎臓病）領域や二次勧奨領域は全件実施する等、優先実施部分の精査を進めていく。

【④社会保険診療報酬基金と合算したレセプト点検査定率】

(影響度)

- 令和2年4月20日から5月31日までの間、内容点検の全部を休止したことにより、再審査請求件数は約20,000件の減となり、金額ベースでは約3,800万円の減、KPIに与える影響は0.01%ポイント減を見込んでいる。
- また、社会保険診療報酬支払基金においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を図る観点から、交代勤務の実施等により審査体制を縮小していたことも考慮すると、KPIに与える影響は更に拡大することも考えられる。

(今後の対応)

- 査定額に大きな影響を与える「入院レセプト」等をはじめとした高点数のレセプトについて、優先的に点検を進めていくこととする。また、その他のレセプトについては、自動点検や条件指定抽出による点検を最大限活用していく。

【⑤返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）回収率】

（影響度）

- 令和2年4月20日から5月31日までの間、資格点検業務の一部（資格喪失後受診が疑われるレセプトについて、医療機関への電話・文書による受診日等の照会）を休止したことにより、従来通りの点検が実施できなかった（遅延が生じた）レセプトは約4,000件（金額ベースでは約9,600万円）に及んだ。
- なお、債務者への告知や接触が2か月程度遅延したことにより、現時点で回収率に与える具体的な影響度の算出は困難ではあるが、回収率は年度単位で判定することから、回収率の減少は避けられないものと考えている。

（今後の対応）

- 資格点検業務の一部を休止していた期間中であっても、別の記号番号での再取得が無いかの確認作業にマンパワーを振り向けることにより、資格点検の遅延が生じた約4,000件（金額ベースでは約9,600万円）のうち、約2,200件（金額ベースでは約5,300万円）については、別の記号番号での再取得を確認することができた。
- また、残りの約1,800件については、休止が解除された6月上旬から中旬にかけて、医療機関照会を完結させている。また、6月下旬には通常の業務サイクルに戻すことができている。7月以降においては、事務の更なる効率化等を図ることにより、回収率への影響を可能な限り最小化していく。